

議案第89号

松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次

提案理由

子ども部の組織再編に伴い、松戸市少年センターの位置を変更するため。

松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例

松戸市少年センター設置条例（昭和42年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 松戸市少年センター</p> <p>位置 <u>松戸市竹ヶ花74番地の3</u></p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 松戸市少年センター</p> <p>位置 <u>松戸市根本387番地の5</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。